

農 業 委 員 会 だ よ り



よさの

第51号 R7.3発行

編集発行

与謝野町農業委員会

広報編集委員会

〒629-2498

与謝郡与謝野町字加悦433番地
(加悦庁舎2階)

TEL:0772-43-9023(直通)



つややかに光 いちご



豊作の思いを込めて

【目 次】

地域計画策定後の利用権設定について……………	2
農業者年金加入者の声……………	2
令和6年農地情報……………	3
丹後産コシヒカリおいしいお米コンテスト……………	4
女性農業委員丹後ブロック研修会……………	4
編集後記……………	4

～地域計画策定後の利用権設定について～

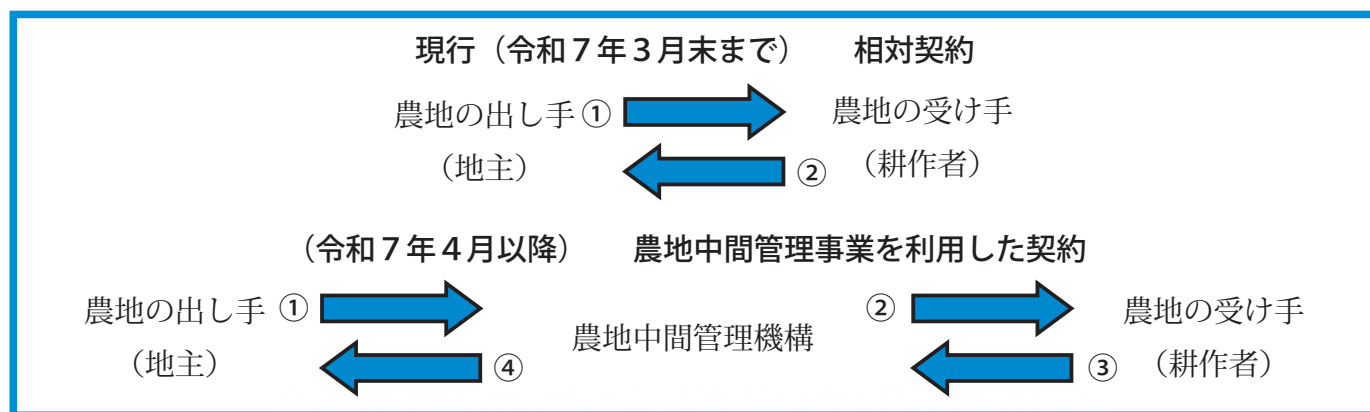
令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法の改正により、町内の22組織で取り組んできた地域計画（案）が、関係者（京都府・JA・農業会議等）からの意見聴取を行い、3月に公告されます。地域計画の策定に伴い、4月からは農業経営基盤強化促進法による農地の権利移動（いわゆる相対契約）は廃止され、***農地中間管理事業**を利用した契約となります。



（地域計画の説明を受ける様子）

*農地中間管理事業

「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地中間管理機構が貸付けを希望する農地を所有者から農地を借受け、耕作を希望する農業者に貸付けする事業

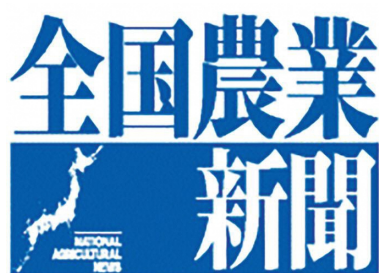


～農業者年金加入者の声～

昨年4月に親の農業経営を継承するために認定新規就農者になった山崎誠之さん（下山田）に農業者年金へ加入した経緯をお尋ねしました。山崎さんは「これからの農業経営や将来のことを考えた時に、以前から勧められていた農業者年金制度について詳しく調べ、積立方式であることや税制控除も適用される等のメリットを感じて加入することを決めました。」と話してくれました。これからの農業を担っていく山崎さんのご活躍を祈念いたします。



（山崎 誠之さん）



全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する農業専門紙です。1週間の農政の動きや、現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みを幅広く伝え、担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞です。購読を希望される方は農業委員会へお問い合わせください。

■発行 毎週金曜日 ■購読料 月額700円（税・送料込）

令和6年 農地情報

◎賃借料

物納

区分	平均	最高	最低	件数
町内全域	25kg / 10a	45kg / 10a	0kg / 10a	96

現金

区分	平均	最高	最低	件数
町内全域	4,000 円 / 10a	4,300 円 / 10a	0 円 / 10a	76

* 令和6年1月から令和6年12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結（公告）された賃借料を集計しています。（特殊な取引（高額）に係るデータは除く）

* 必ずお互いで話し合い、納得できる賃借料を決めてください。

◎農作業請負料金

区 分	参 考 価 格 (機械使用料込・オペレーター料込・税別)	
	整 形 地	不 整 形 地
荒起こし	11,000 円 / 10 a	13,200 円 / 10 a
切り替えし	8,000 円 / 10 a	9,600 円 / 10 a
代かき	12,000 円 / 10 a	14,400 円 / 10 a
田植え (苗・農薬・肥料別)	(肥料散布無) 9,000 円 / 10 a (肥料散布込) 12,000 円 / 10 a	(肥料散布無) 10,800 円 / 10 a (肥料散布込) 12,000 円 / 10 a
コンバイン刈	26,000 円 / 10 a	31,200 円 / 10 a
合 計	66,000 円 / 10 a ~ 67,000 円 / 10 a	79,200 円 / 10 a ~ 80,400 円 / 10 a
乾燥・調製	1,500 円 / 30 k g 1,800 円 / 30 k g (色彩選別含)	1,500 円 / 30 k g 1,800 円 / 30 k g (色彩選別含)
畔ぬり	100 円 / m	100 円 / m

* 燃料代、電気代の高騰により、参考価格の見直しをしています。

* 必ずお互いで話し合い、納得できる料金を決めてください。

◎農地の動き（令和6年4月から令和7年3月）

申請・届出 区分	件数	面積 (㎡)	申請・届出 区分	件数	面積 (㎡)
農地法 第3条	26	38,878	農地形状変更	6	6,082
農地法 第4条	4	7,041	農地形状変更（畔取りのみ）	26	36,543
農地法 第5条	14	13,496	利用権設定	234	593,031

～丹後産コシヒカリおいしいお米コンテスト～

丹後米改良協会が主催する2024年度「丹後産コシヒカリおいしいお米コンテスト」が開催されました。外観・食味審査の部では、玄米についての整粒率、食味値が審査され、伊達正将さん(石川)が優秀賞、(株)AGRIST(石川)が努力賞を受賞。ほ場審査の部では、水や畦畔管理、雑草や病害虫発生等が審査され、小谷安博さん(後野)が昨年度に続き最優秀賞を受賞。コンテストは、生産者相互の研鑽を図るとともに、良食味米生産技術の普及と定着により「丹後産コシヒカリ」の品質向上を図ることを目的として毎年実施されています。今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。



(伊達 正将さん)



((株)AGRIST 太田 桂史さん)



(小谷 安博さん)



(施設見学の様子)

～女性農業委員丹後ブロック研修会～

2月25日に女性農業委員丹後ブロック研修会が(有)あっぷるふぁーむで開催され、木村委員・小田委員の2名が参加されました。従業員の中谷さんからは会社経営の概要や取組みの説明を受け、施設を見学させていただきました。木村委員からは「町と連携して大豆等も栽培され、出荷するだけでなく加工業者から排出されたおからで自然循環型農業に大きく貢献されています。家畜等の様々なことに取り組まれ、多くの方を雇用されていて理想的な農業をされています。」と話してくれました。

編集後記



農地を農地以外に転用する場合、農地法では4条申請(所有者自らの転用)と5条申請(所有者以外の転用)の二通りがあり、農業委員会が妥当と認めた案件でも決定権はなく京都府に進達する方法と決まっています。転用の理由については様々ありますが、近年「太陽光パネルの設置のため」の目的が目立つようになりました。政府は再生エネルギーの拡大施策を掲げていますがパネルの耐用年数は20年から30年と言われているので、パネルはその時点で粗大ゴミとなりその処分は所有者が責任を負うとされています。国は設置を推奨していてその後片付けは所有者が負うとしても、問題なく処理されればよいのですが、後片付けを地域住民に押し付けては困ることになります。所有者がこのような申請をする場合、地元委員が窓口となりその申請に応じますが申請者に尋ねても明確な説明が聞かれない場合が生じています。所有者は申請者として自己の利益のために申請するのが主です。申請地が里道を侵した事案も過去にはあったと承知しています。これから複雑に関係する案件については申請時にその者の誓約書の添付を指導し、申請者が自覚した上での申請とする必要があるべきで、今後の対応を考えなければならぬ時期と思われます。

広報編集委員

間亭谷義人 委員長

谷原 光昭 副委員長

成毛 義信 委員

本城 智鶴 委員

木村有紀子 委員

小田 則子 委員

(成毛 義信 委員)